

議員提出議案第1号

青少年健全育成基本法制定を求める意見書

このことについて、次のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣及び文部科学大臣に意見書を提出する。

平成30年3月20日

提出者	三朝町議会議員	清水	成真
賛成者	三朝町議会議員	松原	成利
賛成者	三朝町議会議員	山田	道治
賛成者	三朝町議会議員	石田	恭二
賛成者	三朝町議会議員	松原	茂隆
賛成者	三朝町議会議員	吉田	道明
賛成者	三朝町議会議員	藤井	克孝
賛成者	三朝町議会議員	山口	博
賛成者	三朝町議会議員	牧田	武文

青少年健全育成基本法制定を求める意見書

青少年が次代の日本を担うものとしての誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きることは、我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であります。我が国においては、これまでも青少年の健全な育成

のための様々な取り組みが様々な分野に於いて進められてきましたが、尚一層の努力が必要と考えます。

青少年をめぐる問題は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野にわたる広範な問題であり、青少年の健全な育成に関する施策をより効果的に推進していくためには、国、地方公共団体その他の関係機関及び国民各層の協力と密接な連携の下での国民的広がりをもった一体的な取り組みが不可欠であります。

ここに、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体、保護者、国民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める事などにより、青少年の健全な育成に関する他の法律と相まって、総合的に推進することを目的とした、「青少年健全育成基本法」の制定を求めるものであります。

少子高齢化や人口減少が急激に進展する中で、地方創生や社会保障問題が国家的な課題となっており、青少年が果たすべき役割はいやがうえにも大きくなっています。

今こそ、国を挙げて次代を担う青少年の育成が重要かつ不可欠な時は無いと確信し、一日も早い制定を要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月20日

鳥取県東伯郡三朝町議会